

議 案 第 7 0 号

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月28日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正等に伴い、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、同項ただし書中「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改める。

第3条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改め、同条第1項中「100分の5.9」を「100分の6」に改める。

第4条の見出し中「資産割額」を「基礎課税額の資産割額」に改め、同条中「100分の33.0」を「100分の22」に改める。

第5条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同条中「被保険者」を「国民健康保険の被保険者」に、「11,000円」を「16,100円」に改める。

第5条の2の見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「被保険者」を「国民健康保険の被保険者」に、「16,000円」を「10,800円」に改め、同条第2号中「8,000円」を「5,400円」に改め、同条第3号中「12,000円」を「8,100円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得」を「国民健康保険の被保険者」に改める。

第6条の2中「被保険者」を「国民健康保険の被保険者」に、「6,000円」を「7,000円」に改める。

第7条の見出し中「所得割額」を「介護納付金課税額の所得割額」に改め、同条中「100分の1.0」を「100分の1.2」に改める。

第7条の2の見出し中「被保険者均等割額」を「介護納付金課税額の被保険者均等割額」に改め、同条中「9,600円」を「10,600円」に改める。

第11条第3項中「次項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第5項中「属する被保険者」を「属する国民健康保険の被保険者」に改め、同条第6項中「属

する被保険者」を「属する国民健康保険の被保険者」に、「により被保険者」を「により国民健康保険の被保険者」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第1号ア中「被保険者均等割額 被保険者」を「基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者」に、「7,700円」を「11,270円」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同号イ(ア)中「11,200円」を「7,560円」に改め、同号イ(イ)中「5,600円」を「3,780円」に改め、同号イ(ウ)中「8,400円」を「5,670円」に改め、同号ウ中「被保険者(」を「国民健康保険の被保険者(」に、「4,200円」を「4,900円」に改め、同号エ中「被保険者均等割額」を「介護納付金課税額の被保険者均等割額」に、「6,720円」を「7,420円」に改め、同条第2号中「被保険者及び」を「国民健康保険の被保険者及び」に改め、同号ア中「被保険者均等割額 被保険者」を「基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者」に、「5,500円」を「8,050円」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同号イ(ア)中「8,000円」を「5,400円」に改め、同号イ(イ)中「4,000円」を「2,700円」に改め、同号イ(ウ)中「6,000円」を「4,050円」に改め、同号ウ中「被保険者(」を「国民健康保険の被保険者(」に、「3,000円」を「3,500円」に改め、同号エ中「被保険者均等割額」を「介護納付金課税額の被保険者均等割額」に、「4,800円」を「5,300円」に改め、同条第3号中「被保険者及び」を「国民健康保険の被保険者及び」に改め、同号ア中「被保険者均等割額 被保険者」を「基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者」に、「2,200円」を「3,220円」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同号イ(ア)中「3,200円」を「2,160円」に改め、同号イ(イ)中「1,600円」を「1,080円」に改め、同号イ(ウ)中「2,400円」を「1,620円」に改め、同号ウ中「被保険者(」を「国民健康保険の被保険者(」に、「1,200円」を「1,400円」に改め、同号エ中「被保険者均等割額」を「介護納付金課税額の被保険者均等割額」に、「1,920円」を「2,120

円」に改める。

第19条の2中「次号」を「次号及び第3号」に改める。

附則第3項中「配当所得等を有する」を「上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する」に改める。

附則第4項中「第3条第2項」を「同条第2項」に改める。

第2条 富士見市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6」を「100分の6.44」に改める。

第4条中「100分の22」を「100分の11」に改める。

第5条中「16,100円」を「21,800円」に改める。

第5条の2第1号中「10,800円」を「6,000円」に改め、同条第2号中「5,400円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「8,100円」を「4,500円」に改める。

第6条の2中「7,000円」を「8,000円」に改める。

第7条中「100分の1.2」を「100分の1.4」に改める。

第7条の2中「10,600円」を「11,600円」に改める。

第19条第1号ア中「11,270円」を「15,260円」に改め、同号イ(ア)中「7,560円」を「4,200円」に改め、同号イ(イ)中「3,780円」を「2,100円」に改め、同号イ(ウ)中「5,670円」を「3,150円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「5,600円」に改め、同号エ中「7,420円」を「8,120円」に改め、同条第2号ア中「8,050円」を「10,900円」に改め、同号イ(ア)中「5,400円」を「3,000円」に改め、同号イ(イ)中「2,700円」を「1,500円」に改め、同号イ(ウ)中「4,050円」を「2,250円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「4,000円」に改め、同号エ中「5,300円」を「5,800円」に改め、同条第3号ア中「3,220円」を「4,360円」に改め、同号イ(ア)中「2,160円」を「1,200円」に改め、同号イ(イ)中「1,080円」を「600円」に改め、同号イ(ウ)中「1,620円」を「900円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「1,600円」に改め、同号エ中「2,120円」を「2,320円」に改める。

第3条 富士見市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改める。

第3条第1項中「（以下）」を「（第5条及び第7条において）」に、「100分の6.44」を「100分の6.95」に改める。

第4条を削る。

第5条中「21,800円」を「28,300円」に改め、同条を第4条とする。

第5条の2を削り、第6条を第5条とする。

第6条の2中「8,000円」を「9,000円」に改め、同条を第6条とする。

第7条中「100分の1.4」を「100分の1.6」に改める。

第7条の2中「11,600円」を「12,600円」に改める。

第11条第2項中「国民健康保険法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「ア及びイ」を「当該各号ア」に、「、同条第3項本文」を「及び同条第3項本文」に、「ウ」を「当該各号イ」に、「エ」を「当該各号ウ」に改め、同条第1号ア中「15,260円」を「19,810円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「5,600円」を「6,300円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「8,120円」を「8,820円」に改め、同号エを同号ウとし、同条第2号中「特定同一世帯所属者」を「特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」に改め、同号ア中「10,900円」を「14,150円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「4,000円」を「4,500円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「5,800円」を「6,300円」に改め、同号エを同号ウとし、同条第3号ア中「4,360円」を「5,660円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1,600円」を「1,800円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「2,320円」を「2,520円」に改め、同号エを同号ウとする。

附則第3項から附則第13項までの規定中「第6条」を「第5条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び附則第2項の規定 平成30年4月1日

(2) 第2条及び附則第3項の規定 平成31年4月1日

(3) 第3条及び附則第4項の規定 平成32年4月1日

(適用区分)

2 この条例中第1条の規定による改正後の富士見市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 この条例中第2条の規定による改正後の富士見市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 この条例中第3条の規定による改正後の富士見市国民健康保険税条例の規定は、平成32年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。